

新監査制度における伝統的財務諸表監査のゆくえ

山 浦 久 司

一 問題の提起

昭和四十九年の商法改正により、わが国に新しい会計監査制度(以下、制度とは法制度を意味するものとする)が生まれたことは周知の通りである。

この新制度では、従来証券取引法にのみ規定が設けられていた独立の職業監査人(公認会計士等)による会計監査を商法の中でも会計監査人監査として義務付けることとなった。しかし、かかる新制度により証券取引法の独立監査(以下、証取法監査と呼ぶ)と商法の会計監査人監査(以下、商法監査と呼ぶ)の二つを同時に受けねばならない会社(証取法適用会社で資本金五億円以上の会社——ただし現時点では経過措置がある)は、もし各

々の監査が別個の基準、別個の手続で遂行されるのであれば過重な負担を強いられることになり、かつ種々の利害者間にも無用の混乱を与えかねない。そこで商法と証取法の各々の監査が同一の基準、同一の手続で行なわれるように一連の調整が施された。企業会計原則の修正、商法計算規定の改正などがその例である。⁽¹⁾ここに、根拠となる法は異なっても監査人の判断の基準を同じにして同一の監査で各々の法律の要請を充足させる、⁽²⁾といういわゆる監査制度の実質一元化がほぼ果たされたのである。

しかしながらここには大きな問題点が残る。従来の証取法監査はもともと証券投資家のために企業が開示する財務情報について、その投資意思決定情報としての信頼

性を独立の第三者たる監査人が検証することを目的とするものであり、この目的のもとに監査の判定基準（会計処理・表示の基準）、監査対象、監査手続、監査報告等の諸要素が組み立てられている。これを財務諸表監査と称してきた。ところが商法における独立会計監査はわが国では始めての制度であり、本来であれば商法監査の固有の目的を明確にしたうえで諸監査要素の枠組を決定すべきであるにもかかわらず、一方で早急な監査一元化の要請、他方で伝統的財務諸表監査の既存の枠組の存在という環境のもとでは監査制度一元化の形態が財務諸表監査の商法監査への移植ないし適応化という方向を選ぶのはむしろ已むを得ないであろう。しかし財務諸表監査は商法監査に対して、いかなる点で適応し、いかなる点でその枠組の変更を迫られ、その結果として一元化された監査とはいかなる枠組を持つべきなのか、その一元化された監査と伝統的財務諸表監査との関係は断絶の関係なのか連続の関係なのか、といった点の解明は必ずしも行なわれているとは言えない。

この小論では以上の問題意識に立脚して、とりあえず証取法監査（財務諸表監査）と商法監査の枠組の理念的

差異を明確にすることに努める。この問題意識の根底には監査目的が違えばその目的を達成するための監査の枠組は違ってくるという認識があるのであり、もし一部の論者の主張に見られるように証取法監査の目的と商法監査の目的が同一であるのなら以下の考察自体が意味のないものとなる。しかし次節で述べるように両者の監査目的は異なるという立場を確認するものであるため上述の問題を提起するのである。

二 証取法監査の目的と商法監査の目的

証取法監査の目的は前述の通り証券投資家のために企業が開示する投資意思決定情報の信頼性を検証することである。

これに対して商法監査の目的は何か。この問題を考えるにあたっての一般的アプローチは、まず商法が会計に關して規定する目的、すなわち商法会計の目的を考え、ついで監査はその会計目的に奉仕するものとの認識から会計目的を監査目的に移し替える、というものである。

ここでもこのアプローチを採用しよう。

ところで商法会計の目的として伝統的に挙げられるの

は債権者保護目的である。これは主として株主への配当可能利益算定に債権者の担保を保全する立場からの規制を加えることによって達成される。より正確な表現をすれば、株主のための配当可能利益算定と債権者のための担保保全を一つの会計測定システムで達成することが商法会計の目的である。なお商法会計の目的として、株主に対する取締役の会計報告責任ないし受託者責任の解除目的を主目的に挙げる論者もいる。⁽⁴⁾これは確かに正しい主張である。資本受託者としての取締役の経営執行行為(会計的側面では企業資産の運用と保全の行為)を逐一資本委託者に対して報告する責任は当然に商法に予定されている。しかしここで言う受託者責任会計は、第一に少なくともその会計概念が特定の会計測定システムを導き出すような積極的意味を持たないこと、第二に債権者(資本の委託者ではない)の存在を考慮に入れてないこと、第三に経営執行行為の記録と報告は商法が規定する会計測定システムに集約されること、の三つの理由で商法会計の目的を反映する概念としては取り上げないこととする。

いずれにせよ債権者担保保全を前提とする配当可能利

益算定がここで言う商法会計の目的である。そしてこれを監査目的に翻訳すると、かかる債権者担保保全を前提とする配当可能利益が商法の規定するところにしたがって(適法に)算定されているか否かを独立の専門的監査人が検証することが商法監査の目的となる。

しかし今日の商法があくまでも配当可能利益算定と債権者保護をめぐる目的観に終始しているとは考えられない。昭和三十七年と四十九年の商法改正では明らかに別の方向が強調されている。それは現在あるいは将来の株主や債権者にその投資の去就に関する判断材料としての財務内容を会社の開示させることである。⁽⁵⁾今日の大規模な会社においては無機能資本主が多く、これらの資本主は会社に対して資本主としての経営参加権を行使することではなく、自己所有の株式を保持したり、売買することによって自己の権利を主張するのであるから、かかる無機能資本主の実態を前提にした会計問題を考える場合には商法はいわゆる投資意思決定情報の開示という証券法会計の思考を会計規定の中に導入せざるをえないのである。こうした現代商法の会計目的を商法監査の目的に置き換えると、まさに投資家のための投資情報の監査とい

う証取法監査の目的に重複するものとなるのである。⁽⁶⁾しかも配当可能利益算定の目的さらには債権者保護の目的が投資家に資する適正ないし適法な損益計算でもって同時に果たされる、となれば議論の帰趨は自ずと明らかである。すなわち商法監査の目的と証取法監査の目的は共通したものとなるのである。⁽⁸⁾

だがわれわれは監査目的ないし会計目的の比較をここで留めるべきではあるまい。商法はもともと私的契約関係を前提とした各種利害の調整と保護を目的とする法律である。会社法では私的な資本の委託・受託関係および債権・債務関係こそが法により救済されるべき利害関係である。もちろん企業の内部的要請に基づいて遂行される企業会計を法規制の対象にすること自体が企業の社会的ないし国民経済的重要性を顧慮したうえでのことであり、必ずしも商法独自の法規制の領域が法理念的に、法体系的に限定されているわけではない。それゆえに国家的、社会的あるいは経済政策的立場から商法の内容が定められ、したがって商法が証取法の方針を採り入れ、あるいは証取法的解釈を下しても不都合はないのかもしれない。⁽⁹⁾しかしながらなおも資本の委託・受託関係および債権・

債務関係の保護と調整は商法を中心テーマであり、たとえ証取法的思考を商法が採り入れるにしても、これにより右の利害関係の保護と調整が何らかの形で阻害されれば、この阻害要因を除去する措置が商法内ではからねばならないであろう。

以上のことを前提に再度商法会計を考えると、今日の商法会計が期間損益計算とその開示を重要テーマとし、しかもこの計算が配当可能利益算定目的に奉仕しうるとしても、債権者担保の保全の立場から見ても十分でなければこの立場からの規制を期間損益計算に加えざるをえない。これは後述するように単一の会計測定、単一の会計表示で幾つかの利害を保護、調整しなければならない商法会計の宿命と言うべきである。もし商法会計が投資意思決定情報の提供を考えているとしても、右の意味での会計以上のものを要求することはできないのである。要するに今日の商法会計はなおも債権者担保保全を前提とした配当可能利益算定を主眼としているのである。そして商法会計はあくまでもこの主目的を達成する会計システムの枠内でしか投資意思決定情報提供の目的を考えないのである。

商法会計が債権者担保保全を前提とした配当可能利益算定を目的とするということは、商法監査もその目的に沿うということである。すなわち取締役が作成し、開示する計算書類が債権者担保保全を前提とした配当可能利益算定のための会計規定に従っているか否かを株主ひいては債権者のために独立の専門家の立場で検査することが商法監査の第一の目的となる。そしてここで注意すべきは、以上の商法監査の目的を受容することは単に会計処理・表示の基準、すなわち監査の判定基準がその目的を反映するものであればよいというだけでなく、監査の枠組を構成する総ての要素が目的達成に適応したものとならねばならない、という点である。つまり商法監査は伝統的証取法監査（財務諸表監査）の既存の枠組を一旦離れて商法監査の新しい枠組を形成する必要があるのである。

以上、監査制度実質一元化の背景ないし前提には商法監査と証取法監査の目的観の相違が存在することを述べた。¹⁰⁾しかしこの目的観の相違を確認するにしても、目的観の相違はいかなる監査の枠組の相違を各々の監査にもたらずのか、という問題を説明する必要があるのである。

そこで以下では監査の全体枠を四つの要素、すなわち会計基準（監査判定基準）、監査対象、監査手続、監査報告に分け、各々の要素毎に監査目的から帰結する特色を明らかにし、次いで実質一元化の問題点とそれのあるべき姿を考察することとする。

三 会計基準（監査判定基準）

ここで会計基準とは、監査人が監査対象の一定の資質（たとえば財務諸表の適否、真否、当否、正否）について判定を下す際の基準であり、会計慣行、会計法規定といった会計の諸基準を指す。したがって被監査人にとっては被監査会計情報を作成するにあたっての会計処理・表示の基準である。会計基準は監査の側からすれば所与のものであり、この限りにおいては監査目的を反映するものとは言えない。しかし制度としては会計基準と監査は一体であり、監査目的と会計基準設定目的は同一のものである。

ところで証取法監査の会計基準の中心は「企業会計原則」である。そして「企業会計原則」の本来的性格が「企業会計の実務の中に慣習として発達したもののなか

から、一般に公正妥当と認められたところを要約したものの「企業会計原則」前文)であることは周知の通りである。ここで言う「一般に公正妥当と認められた」とは「企業会計原則」の本体が歴史的、経験的そして帰納的に体系付けられた会計処理・表示の諸原則であることを意味している。ここでは取得原価主義、実現主義など帰納的に確立された所与の基準から引き出された会計処理ならびに報告の諸原則が一つの会計システムを構成し、もし特定の利害者にとっての有用性(ある意思決定モデルの中の諸変数の予測を充足させる性質)を求めようとすれば、その会計システムから得られる一定の情報がかかる有用性を持ちうることを解釈によって示すか、その情報と意思決定モデルの変数予測の充足度との間の相関関係を実証するか、あるいはその情報自体が持つ情報能力の範囲内に情報要求の実現を留めるしか方法はない。したがって以上の意味では「企業会計原則」は証取法監査の投資意思決定情報監査としての機能を果たすべく設定されるはずの会計基準の役目を積極的に追求するものではない。いわば「あらゆる利害者にとっての一般的有用性は持つが、かと言ってある特定の利害者のニーズに

は十分に適合しない情報」の作成・開示基準が「企業会計原則」である。

しかしながら証取法監査の立場から右の性格を持つ「企業会計原則」に要求することは、少なくとも「企業会計原則」に準拠した会計システムから得られる情報が投資家の投資意思決定に何らかの有用性を持つのならば、その「企業会計原則」は基礎的基準間の操作上の論理的整合性を最低限度保証する、いわば「雑音のない情報」を生み出すものでなくてはならない、という点である。後述するように恐らくこの点がもとも利害調整を不可避とする商法会計(商法監査の会計基準)と性格を最も異にするところであり、かつ「企業会計原則」のあり方をめぐる議論もまさにこの点が問題なのである。情報はその情報構成要素間の整合性の度合が高ければ高い程、その情報機能を高めることは自明だからである。

証取法監査の会計基準としての第二の特質は、「企業会計原則」はその基礎的諸基準を操作するにあたり整合性のある体系をもたらしべきであるが、この操作の結果として幾つかの代替案が可能なきは、その選択にあたっては投資意思決定への有用性が中心的メルクマールと

なるべきである、という点である。ここでのメルクマーには、期間比較可能性、保守主義に対する意味での真实性、過去情報指向性に対する意味での将来情報指向性等がある。

第三の特質は、情報の分類、区分、精粗の決定にあたっては投資意思決定への有用性の観点が中心になるという点である。財務諸表の区分表示、勘定分類、注記、附属明細表などの方法で情報量を拡大する方向は投資意思決定情報監査としての証取法監査の会計基準に特徴的なものと考えられる。

最後の特質に重要性の原則の問題がある。監査問題としての重要性の原則は、第一に被監査人側の会計処理・表示の問題として、第二に監査手続適用と監査証拠入手の問題として、第三に監査意見形成上の問題として各々関連している。ここでは第一と第三が問題である。ところで証取法監査上の重要性の基準は理念的にはある会計情報が投資意思決定に影響を与える程に重要であるか否かをもって設定されねばならない。もちろんこの基準は実証的にしか説明されえないが、その説明は現実にはなされていない。したがって具体的な重要性の基準は特に

法規定がある場合を除いて監査人の判断、最終的には裁判などでの判事の判断に任ざるをえない。しかし理念的には投資意思決定との関係で設定されるべきであり、これは商法上の重要性の基準とは異なるであろう。

次に商法監査における会計基準の特質を考えてみる。

商法の会計処理・表示基準が果たすべき基本的使命は、単一の会計測定、単一の会計表示でもって企業会計をとり巻く各種利害の調整をはかることである。第一に株主への利益配当と債権者の債権担保保全、第二に現在株主と将来株主の間の利益分配、その他株主への利益配分と経営管理用手許流動性の確保等々の区々の利害対立を単一の会計システムで調整するのである。この場合、ある論理的整合性を持った会計測定でもってこれらの利害調整が達成されるのであれば問題はないが、もしその会計測定に関して一部の利害者から不満が持ち上げられ、とくにその利害者救済のための会計的措施を加えるのも吝でない。つまり商法における会計基準には各種利害者間の合意性が必要なのである。

ただ合意性を有する会計基準とはいってもその合意性自体がかなり抽象的レベルでの基準であるので、歴史的、

經驗的に「一般に公正妥当と認められる」企業会計の原則に置き換えられる可能性は十分にある。しかしこの場合でさえも、その公正妥当な企業会計の原則の本来的論理整合性を持つ会計システムでもってある特定利害者の利害救済が果たされないと考えられるのであれば、その救済のための特別な操作を加えられるのは商法における会計基準の必然である。以上が商法監査の会計基準の第一の特質である。

第二の特質は重要性の原則に関するものである。商法会計に重要性の原則なるものが存在しうるかどうかには必ずしも定説がない。わが国の商法の明文規定方式からすれば、違法か適法かの二者択一のみがあり、ここには重要性の原則が入り込む余地はない。しかし商法における会計慣行の尊重、および会計法規定の実務規範としての性格を考へるならば重要性の原則の存在は許容せざるをえないであろう。では商法的重要性の原則は、その重要か否かの基準をどこに置くのか。これは理念的にはある会計処理が利害者間の合意性の枠を大きく踏み外すか否か、つまりある利害者の利益がその会計処理でとくに不満を感じる程に阻害されるか否か、という点に設けら

れるであろう。もちろん個々の監査現場では監査人が判定を下さざるをえないが、最終的には裁判所での判断となる。この商法的重要性の基準は、証取法が投資意思決定への影響の度合をもつて設定するのは大いに異なるのである。一般的比較をすれば重要性の数量的基準では商法が証取法よりも厳格だと考えられる。質的基準は区々であろう。

以上、商法監査の会計基準の特質を述べた。なお商法監査の目的から派生する特質ではなく、商法独自の性格、たとえばその強行法規性、民法や税法との共通性などから派生する商法監査の会計基準の特質がいくつか挙げられるが、この点については触れないでおこう。

いずれにしても証取法監査と商法監査の各々の会計基準の間かなりの相違があることが明らかになった。次の問題はこれらの差異が監査制度一元化でどのように調整されるのかという点であるが、これは後述しよう。

四 監査対象その他

この節では監査対象、監査手続、監査報告について証取法監査と商法監査の目的の相違から引き出される各々

の特質を考える。

(1) 監査対象

ここで監査対象とは監査人がその一定の資質について最終的意見表明を求められる事項である。

まず証取法監査では、それが投資家の投資意思決定に有用な情報を監査することを本来の目的とするのであるから、投資意思決定に必要とされる情報はすべて監査対象となる可能性を有する。しかし既述のように基本的な会計システムが「一般に公正妥当と認められた」企業会計の諸原則に準拠したものであることを前提とするために、監査対象も、一応はその会計システムから引き出され、集約される情報に限定される。それは伝統的に損益計算書と貸借対照表から成る。したがってこの点では証取法監査独自の特質というものはない。しかし会計基準に関して述べたように、基本的会計システム自体が証取法監査の目的を反映した特質を認識しうるため、この会計システムから作り出される損益計算書や貸借対照表も同じ特質を有するものとなる。すなわち会計原則を基礎付ける諸基準（取得原価主義、実現主義等）の操作上の論理整合性を要求された会計システムから作られた損益

計算書や貸借対照表であること、それらの作成にあたり科目分類や区分、注記等は投資意思決定への有用性を反映したものであることである。また附属明細表の種類と内容は証取法監査の目的を端的に反映したものとなるであろうから、これは証取法監査の監査対象の特質という

る。次に財務諸表監査のカテゴリに入れるか否かは別として、中間財務諸表や連結財務諸表、その他セグメント別報告書などは証取法監査独自の監査対象として商法監査に対して特徴的である。さらに投資意思決定情報としての時価情報や利益予測情報の開示と監査もまた証取法監査の監査対象としての可能性をもつものであり、決算確定用の個別財務諸表以外のこれら各種情報の開示と監査は商法では受け入れ難いものである。

一方、商法監査の監査対象は株主総会提出用の貸借対照表、損益計算書および利益処分案であり、この点では証取法監査の場合と同じである。しかしこれらの計算書類を生み出す会計システムは先の商法監査の会計基準の特質を有するものであるから、計算書類自体もその特質を帯びたものとなる。ただこれ以外には附属明細書に証

取法と比した場合の若干の特徴(種類が少ないこと、商法目的を反映したものであること)を見出す程度である。

(四) 監査手続

ここで監査手続とは監査証拠を入手するための監査作業全般を指す。

証取法監査として発展してきた伝統的財務諸表監査の監査手続に関する明文あるいは不文の諸原則や慣行(これらの存在については疑念がないわけではないが、監査実施準則などは文書化された例であらうし、そもそも監査

査人としての正当な注意を行使する義務という概念の存在自体が諸原則や慣行の存在を前提とするものである)は、あくまでも証取法監査目的に沿ったものであることは認識されねばならない。一般にある監査対象について監査する際、いかなる監査技術(狭義の監査手続)をいかなる範囲で、いかなる方法で適用するかは、その監査目的によって異なる。証取法監査に則して考えれば、監査技術の種類、適用範囲、適用方法は、監査事項が投資意思決定に影響を与える度合を判断し、これをその監査事項の資質判定に必要な監査証拠の種類、質、量の問題に置き換え、次いでこれを入手するに必要な監査技術

の種類、適用範囲、適用方法の問題に翻訳する、という作業を通して決定される。とりわけ今日の社会的制度としてルーティン化された監査では精密監査ないし精査は行なわれえないのであるから右の作業は重要視される。とくに重要性の原則を念頭に置いた重点的検査や試査の範囲については証取法監査独特の特徴が理念的に引き出され、これら一連の監査手続が原則化、慣行化したものが伝統的財務諸表監査の監査手続の枠組を決定しているものと考えられる。

これに対して商法監査では基本的には重要性の原則は存在せず、しかも計算書類の開示には取締役の受託者責任の解除という機能も含まれているために重点的検査や試査による監査手続は受容されないという説も成り立ちうる。しかし既述のように商法会計にも重要性の原則は存在すると考えられ、かつ商法監査といえども社会的制度である限りは監査の検証力と経済性のバランスは考慮をえない。ただ経済性の限界も監査人の責任を不当に圧迫するものであってはならないし、他方で商法会計をめぐる利害者も監査を通して合理的保証を得ることができなければ監査制度の意義は失われる。要は監査人の

責任受容と監査を通しての利害者利益の合理的保証および被監査人の経済的負担能力の間の均衡点が求められねばならないのであるが、一般には商法監査の方が証取法監査よりは厳密な監査手続を要求されるのではないかと考える。なぜなら重要性の原則に対する商法の考え方は証取法のそれよりはより厳しいものと考えられるし、また監査人の法的責任については証取法の場合が被監査財務諸表の虚偽表示ならびに監査報告の誤りを通して発生した証券投資家の損害に対する損害賠償責任を基本とし、これが因果関係を立証するのに極めて困難な性質を持つものに対し、商法の場合には違法配当など、より直接的で明確な責任追及がなされるので監査人としてもより慎重にならざるを得ない、と考えるからである(もちろん後者の理由は本来であれば理田であってはならないのであるが)。

(イ) 監査報告

監査報告は監査の結論であり、この意味では今までに述べた会計基準、監査対象、監査手続に関する証取法監査と商法監査の特質はそのまま監査報告に関する両監査の特質として挙げられる。つまり監査対象の一定の資質

(会計基準への準拠性)について監査手続を適用して監査証拠を入手し、監査人の意見を形成し、これを監査報告するのであるから各監査要素の特質は監査報告に集約されるのである。したがって証取法監査ないし財務諸表監査が伝統的に意見表明を行なってきた財務諸表の「適正性」と商法監査で要求される「適法性」とは監査制度の実質一元化を前提としない限りは本来的に異なった意味を持つのである。すなわち「適正性」とは証券投資家の投資意思決定への被監査財務諸表の有用性(ただし前節で述べたように会計基準に準拠した財務諸表がその機能を果たしうる範囲内において、という限定を受ける)に関する監査人の意見であり、「適法性」とは企業会計をめぐる利害者間の利害調整の合意性ないし公平性(ただし会計基準としての会計法規定を遵守することで達成されるとみなされる)に関する監査人の意見である。

次に監査報告様式に関して両監査の特質が生ずる問題に限定意見の存否の問題がある。証取法監査においては監査範囲の一部に制約があったり、財務諸表の一部に会計原則に準拠しない箇所があったりしても財務諸表全体とすれば投資意思決定に著しい誤りをもたらすものでな

いと考えられれば、いわゆる限定付適正意見が付されるのである。これに対して商法監査では、第一に商法の法技術的立場から限定付適法といった意見の存在は認められがたいし、第二に商法監査の目的からしても各種利害者に対して一部の欠格事項はあるが全体としては有効であるという形での監査報告は無意味である。しかし考えるに商法監査においても限定付適法意見の成立の可能性がないわけではない。すなわち一部違法、総合適法という意味での限定付適法意見ではなく、一部違法、残りは適法という意味での限定付適法意見である。この場合、いわば会計監査人は監査結果の事実関係のみを監査報告し、それに対する処置は監査役、取締役あるいは株主総会に任せるといった形をとるのであって法解釈論的にはともかく立法論的には成り立ちうるのではないかと考える。

最後に商法監査と証取法監査で重要性の基準が違ふということは、たとえ両者で同一の会計処理・表示の基準が設けられても最終的な監査人の判断が違ふ場合があるということであり、この点は両監査の監査報告の特質として挙げられよう。また監査報告を通して監査人が負わねばならない法律的、経済的責任の事由、範囲、相手も

違ふということも各々の監査報告に特徴的なことである。

五 現行制度のもとでの監査の問題点と

伝統的財務諸表監査のゆくえ

以上、証取法監査と商法監査の各々の目的から理念的に導かれる両監査の各監査要素間の差異を分析した。この分析から得られる結論は、証取法監査と商法監査の理念的枠組は異なる、ということである。

そこで次に右の分析内容を前提にして、新監査制度の導入にあたって行なわれた幾つかの調整の結果として成立した新しい監査の枠組を観察し、その性格および問題点、そしてその新しい監査の枠組と伝統的財務諸表監査のそれとの関係を考えることとしよう。

まず会計基準に関して最も重要な調整は「企業会計原則」の修正である。前述のように「企業会計原則」は企業会計の慣習の中から生まれた一般に公正妥当と認められる諸原則を帰納要約したものであり、本来的にはかかる諸原則間の操作上の論理整合性を持つはずのものである。商法が包括規定（商法第三十二条二項）を設け、商法会計の基本原則として実質的に「企業会計原則」を認

めたのもこの一般的公正妥当性および操作的論理整合性に依るところが大きいと考えられる。また証取法のうえでは投資家の情報要求に応えるためにできる限り雑音の無い情報、すなわち論理整合性を持つ情報を生み出す「企業会計原則」を求めてきた。しかし新「企業会計原則」はいわゆる実践規範として商法や税法固有の要求から生じた会計基準を大幅に取り入れているのであり、この点に多くの批判が集中した。

だが考えるに新「企業会計原則」の方向は必然的であった。会計基準の実質一元化（商法と証取法は各々並存させ、基準を合致させるという意味）を前提とする限り、諸会計原則間の論理整合性を最良のものとしながらも、もともと対立利害の調整と保護を至上命題とする商法会計の要請は原則間の論理整合性の要請に優先するからである。なぜなら企業会計（外部報告会計の意味）は元来かかる利害者（証券投資家も含まる）のための会計なのであり、もし利害者間の利害対立があり、この対立が論理整合性を有する会計原則で調整されねばこの調整と保護のための措置を企業会計に加えるのは当然の方向だからである。この意味で商法会計の証取法会計に対する優

位性が確認されるのである。もちろんここで諸原則間の論理整合性が保持されることが最良のものであることを否定するものでないことは改めて述べる必要はない。

しかし更に考えを進めねばならない。すなわち証券投資家も企業会計をめぐる利害者ではないかと。確かにその通りである。ここまで思考を詰めれば結局は「利害者間の話し合いの結果を受け容れるか、あるいは優勢な集団が選択したことを受け容れる」⁽¹⁵⁾しか方法はない。そして新監査制度の発足にあたっての優勢な集団とは商法そのものであった。この意味でも新「企業会計原則」は当然の方向を取ったのである。だがこのことも先の結論を変えさせるものではない。すなわち商法会計の基本思考は証取法会計に優先し、実質一元化とは言っても証取法会計は企業会計をとり巻く一利害者の利益を代弁する会計にしかすぎなくなるのである。そしてこの点で伝統的財務諸表監査はその枠組の一角を崩すことを新監査制度のもとで余儀なくされたのである。⁽¹⁶⁾

次に監査手続に関して考えてみよう。監査手続については商法は何ら具体的な明文の規定を置いていない。したがって監査手続の内容、範囲、方法等の決定は専門的

職業人たる会計監査人の判断に委ねられているものと考
えられる。この点で日本公認会計士協会は、商法監査に
おいても証取法監査と同じく「監査基準」、「監査実施準
則」あるいは「通常の監査手続」に従うべきことを表明
している⁽¹⁷⁾のである。これが意味するところは、かかる諸
基準に明記されていない監査手続の実施範囲や方法等も
含めて証取法監査としての財務諸表監査で確立されてき
た監査手続に関する慣行を商法監査でも引き継ぎ、よっ
てこの慣行を一元化された監査の監査手続の目安とする
ということである(もちろん商法監査に適合させるため
に一部の調整が必要である——たとえば日本公認会計士
協会の「監査手続一覧表」には商法監査のための補足が
設けられている)。

しかしここで考えるべきは右の協会の立場の法的効力
についてである。すなわち会計監査人は監査の実施にあ
たり「監査基準」等の監査慣行に準拠すれば一応はその
善良なる管理者の注意義務を果たし、もって商法上の責
任は遂行したものとみなされる。しかし商法はあくまで
も強行法規であって、もしそれら「監査基準」等が商法
の目的を適切に充足しないのであれば「監査基準」等に

準拠した監査をたとえ行なっても、それが自動的に商法
上の監査人の責任が果たされたことにはならないのであ
る。換言すると、確立された監査慣行と言っても、それ
はあくまでも証取法監査としての慣行であって商法監査
にも通じるものとの保証は無いのである。確かに商法監
査の伝統は無いものの証取法監査としての伝統的財務諸
表監査の監査慣行は商法監査にとって免罪符ではないの
である⁽¹⁸⁾。したがって新監査制度のもとでの監査手続は未
だ確立しているとは言えないのではないかと考える。こ
こで右のことを前提に考えると既述のように商法監査は
一般的に証取法監査よりは監査手続の範囲、方法等に嚴
密性を要求されるし、当然に実質一元の監査は商法と証
取法の両方の監査目的を同時に満足させるのを善とす
るであろうから、結論としては商法監査ベースでの監査
手続がいずれは実質一元の監査の監査手続とならざるを
得ないと考えるのである。そしてこの意味で監査手続に
関しても伝統的財務諸表監査からの離脱は必然的と言わ
ざるをえないのである。

以上、会計基準と監査手続において伝統的財務諸表監
査の枠組が監査制度の実質一元化で崩壊せざるをえない

ことを論じた。このことは取りも直さず証取法監査ないし財務諸表監査における監査報告のテーマである「適正性」の理念的意味内容が変質してしまわざるをえないことを意味し、ここに監査制度実質一元化における伝統的財務諸表監査のゆくえ、すなわち伝統的財務諸表監査からの訣別の象徴的姿を見出すのである。

(1) 企業会計原則の修正、商法計算規定の改正、証取法財務諸表規則の改正などの一連の会計諸規則の調整が監査制度一元化の要請を契機として行なわれたことは明らかである。結果的にはこれが従来からの懸案であった証取法会計と商法会計の統一の足掛かりとなった。この点については企業会計原則修正案前文「商法と企業会計原則との調整について」(昭和四十四年)などを参照のこと。

(2) 制度の一元化には三つの方向が考えられる。

- イ、複数の根拠法を単一の法にまとめる。
- ロ、根拠法を併存させ、法の内容を同一にする。
- ハ、複数の根拠法を基本法と特別法の関係に位置付ける。
- イは制度の完全一元化であり、ロとハを実質一元化と一般に称している。この小論で監査制度実質一元化と言う場合の筆者(山浦)の認識はロの方向を前提としているが、証取法を商法の特別法と見る主張(ハの方向)も少なくはない(黒沢・番場監修「体系制度会計Ⅰ」中央経済社、昭和五十三年、矢沢惇稿、一七九頁など)。後者の見解は証

取法監査と商法監査の目的の同一性を前提とする。

なお、右の一元化概念の三区分については、矢沢、江村、飯野他「改正計算書類規則の解説」別冊商事法務、第二十五号、二十二頁を参考とした。

(3) 法制度に結び付けて目的という用語を使う場合には次の三つの意味が混同され易いので注意しなければならない。イ、法理念的目的、ロ、法政策論ないし立法論的目的、ハ、法解釈論的目的

この小論における目的とは特別の限定を付けない限りはイの意味で使う。

(4) 飯野利夫稿「会計監査人監査報告書の本質」会計、第一〇九巻第一号、五―六頁。

(5) 黒沢・番場監修、前掲書、一八一頁(矢沢稿)。

江村稔著「企業会計と商法」中央経済社、昭和五二年、九十八頁。

(6) 飯野稿、前掲、五一―六頁。

(7) 黒沢・番場監修、前掲書、一八五頁(矢沢稿)。山村忠平著「新商法による株式会社監査」同文館、昭和五十年、二〇三頁。

(8) 高田正淳教授はこの主張を強く出されている(「会計監査人監査報告書の性質」会計、第一〇九巻第一号、四十六頁以下)。また矢沢教授(黒沢・番場監修、前掲稿)や飯野教授(前掲稿)は基本的には商法会計ないし商法監査の目的の二重性(投資家への開示目的と配当可能利益算定

目的)を前提にしたうえで証取法会計ないし証取法監査との共通性を主張される。

- (9) 高田教授(前掲稿、四十八頁)はこの点を商法監査と証取法監査の同質性を主張する根拠の一つに挙げられる。
- (10) 証取法監査と商法監査の異質性を主張する論者も多い。江村教授(江村稔、中村忠他「企業会計法の研究、四」企業会計、第二十八巻第四号、一一一頁)は極めてプリミティブな形ではあるが証取法監査を情報監査、商法監査を損益計算監査として性格付けている。また森教授(森実稿「新監査役制度と会計監査人の監査について」会計第一〇九巻第一号、三十一頁以下)は必ずしも自らの立場は明確にされてはいないものの商法監査と証取法監査の目的の違いを前提とする「二元的思考」の成立の可能性があることを示唆される。さらに最も明確に監査目的の対比を通して両監査の違いを主張されるのは武田教授(武田隆二稿「制度会計における基礎的概念の検討」企業会計、第二十九巻第六号、三十六頁以下)であろう。なお筆者(山浦)は武田教授の示唆に多大の影響を受けたことを付言しておく。
- (11) Olson, E., "Financial Reporting—Fact or Fiction?", *The Journal of Accountancy*, July 1977, p. 70.
- (12) 矢沢教授は商法にも重要性の判断が存在することの具体例として、商法第四九〇条、計算書類規則第二、三条などを挙げている(黒沢・番場監修、前掲書、一九七一一九八頁や矢沢、飯野他「会社決算と監査上の問題点」清文社、昭和五十二年、六十一—六十一頁を参照)。
- (13) 矢沢、飯野他、前掲書、五十九頁。
- (14) この節に関して参考とした文献は、武田隆二、前掲稿および同著「情報会計論」中央経済社、昭和四十六年、第一章—第三章、ならびに Rosenfeld, P., "Stewardship", included in AICPA, *Objectives of Financial Statements*, Vol. 2, 1974, pp. 123—140 を参照。
- (15) AAA, *Report of the Committee on Foundations of Accounting Measurement*, 1971 (*The Accounting Review*, Supplement to Vol. XLVI, 1971, p. 37)
- (16) 同様の主張ならし結論は、江村稔、前掲著、一七五—一七九頁で取られてゐる。
- (17) 日本公認会計士協会、前掲、解説1や同「商法監査における監査報告書の『文例』について」(昭和五十年四月)を参照。
- (18) 高田教授(前掲稿、五十一—五十一頁)も同じ議論展開ながら、結論的には商法に矛盾するものでない限り他にとるべき公正な監査慣行はないとして伝統的な慣行の踏襲を主張される。

(千葉商科大学助教授)